

○総務省令第二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十七条第一項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十九日

総務大臣 武田 良太

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

改正後	改正前
<p>附則 (令和三年度から令和六年度までの間における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例) 第四条 令和三年度から令和六年度までの間に限り、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の欄中</p> <p>「4 地方特例交付金」 ひらがな 1 地方特例交付金</p> <p>「4 地方特例交付金」 ひらがな 1 地方特例交付金 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金</p> <p>「9 地方特例交付金」 ひらがな 1 地方特例交付金</p> <p>「9 地方特例交付金」 ひらがな 1 地方特例交付金 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金</p> <p>「9 地方特例交付金」 ひらがな 1 地方特例交付金 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金</p>	<p>附則 (令和元年度)における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例) 第四条 令和元年度に限り、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の欄中</p> <p>「4 地方特例交付金」 ひらがな 1 地方特例交付金</p> <p>「4 地方特例交付金」 ひらがな 1 地方特例交付金 2 子ども・子育て支援臨時交付金</p> <p>「8 地方特例交付金」 ひらがな 1 地方特例交付金</p> <p>「8 地方特例交付金」 ひらがな 1 地方特例交付金 2 子ども・子育て支援臨時交付金</p> <p>「8 地方特例交付金」 ひらがな 1 地方特例交付金 2 子ども・子育て支援臨時交付金</p>

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。